

修理に際して、修理ができたかどうかを試してみるために、被保険者が交通の安全の見地から、静かな脇道に入ったとしても保険保護は中断されない (BSG 1962.2.28., BSGE 16 S.245)。被保険者が、その道を故障したオートバイ等の交通手段がなくても、徒歩で行くことあるいは公共の交通機関を利用することが期待される場合には、保険保護はなくなる。修理に要する時間は、通勤の長さと同様のものではない。労働終了後に約4時間かかって自転車を修理し、その後45分ほど飲食店でビールを飲み、家に帰途中で事故を起こしたケースでは、職場の退出と事故との間に5時間もあり、歩いて45分しかかからない通勤距離のために4時間かかって自転車を修理する行為は、私用行為である、原告の道は、もはや経営からの帰路とはみなしえず、私用行為からの帰路であるとして、保険保護が否定されている (LSG Nordrhein-Westfalen 1954.7.12., Wagner S.970/1)。

通勤に利用している車の給油も、同様に原則として個人的生活領域に属する行為であり、すでに触れたように、当該通勤の途上で必要になった給油の場合は別として、それに直接関係しない給油は、通勤の準備行為にすぎず、保険の保護はない (BSG 1961.12.20., BSGE Bd. 16, S.77)。通勤の途上で強い頭痛が生じたため、薬局で頭痛薬を買うために道をそれた場合について、労働能力の回復のために役立つということから、保険保護は肯定されている (BSG 1997.3.18., NZS 1997 S.483)。しかし、パン屋でパンを買うために入った店の階段での転倒事故については、私用行為そのものについては保険保護はないとの観点から、通勤災害の保護が否定されている (BSG 1980.4.29., SozR 2200 § 550 Nr.44)。薬局で頭痛薬を買うために道をそれた場合でも、薬局の階段で生じた転倒事故については、保険保護はない。この場合、通勤の中断は、そうした店の外側のドアのところではなく、公の通行の空間には属していない店への通路のところから始まる (終わる) のである (BSG 1968.12.7., BB 1969 S.1271)。

自分の車を2時間以上もかけて職場で整備・修理し、そのため職場を出るのがそれだけ遅れたような場合、それによって業務との関連性がなくなり、その後の通勤行為にはもはや労災保険の保護はない (BSG 1985.1.30., Breith.1986 S.22)。

### 3 回り道、脇道、道の中断

#### (1) 回り道

被保険者は、通常は、住居と職場との間の距離が短くなるような合理的な道を選んで通勤をするものであるが、目的地が職場または住居であっても、その通勤経路を遠回りして通勤するような場合、その「回り道」(Umweg)での災害が通勤災害の保護を享受するか否かが問題となる。判例は、回り道を「ささいな」「重要でない」回り道と、「相当な」「大きい」回り道に区分し、後者の回り道については保険される業務との関連性が失われるとしてその途上で通勤災害の保護を否定している。回り道が相当かどうかの判断は、単に回り道によってどれだけ通勤距離が長くなったかといった距離の点だけではなく、通常交通感覚に従って考えられるべきすべての事情、とくに選択された交通手段、およびその交

通手段との関係で回り道をとる必要性・相当性、合理性、さらに道路の状況（渋滞、悪路等）が考慮されなければならない。通常の通勤距離の、ほぼ2倍の距離となる回り道（6キロのところ11キロ）は、相当な回り道であって、保険保護は失われる（Podzun 070 S.9）。

これに対して、「ささいな」、「重要でない」回り道の場合、それが行われた理由いかんによらず保険の保護は失われないことになる。道の選択は、この場合、被保険者の自由に属するからである。自転車で通勤していた原告が、4.2キロの通常の通勤路を1.4キロ回り道をし、その途上で私用の買物をする行為については、裁判所は、次のように述べて保険保護を肯定している。被保険者は、原則として交通手段の選択の自由を持っている。通常の通勤の道以外の道の選択は、この選択に関して、通勤以外の理由が関係することによって延びた道筋の長さが、基準となるすべての事情を考慮して相当であるとみなされるときにのみ、問題となるにすぎない。被災者が買物がなかったならばその回り道をして家に帰ったかどうかは重要ではない。かえって、保険保護を失うことなしに、もう一方の道（問題となっている回り道）をとることができたということが重要である（BSG 1960.4.6., Breith.1960 S.1067）。

なお、公共の交通機関を利用している被保険者が路線の運行によってとる相当な回り道は、保険の保護がある。また、被用者が就労している会社所有の車で送り迎えを受けているような場合も、乗客の住んでいる場所がそれぞれ異なる以上、いろいろな経路をとることになるが、この場合も保険の保護は認められる。

SGB第8条第2項第2号bの、「被保険者が、他の職業の、あるいは、保険されている人といっしょに、1台の車を業務の場所との間の往復に利用している」ことを理由として生じる回り道、いわゆる共同乗合（Fahrgemeinschaft）の場合も同様である。使用者が共同乗合に同意を与えていること、共同乗合者が同一の使用の下での労働者であることは、通勤災害の成立に関係しない。共同乗合の場合、その全行程について保険保護が認められる。もちろん、この道が私用の物品を運ぶためのものであれば、保険保護はない（BSG 1984.6.27., SozR 2200 §550 Nr.65）。

被保険者が、職場からの帰路で相当な回り道をした後、また通常の通勤の経路に戻った場合、その回り道が2時間を超えないような場合には、その後の通勤については労災保険の保護が認められる。

職場からの帰り道で近視と方向音痴のために知らずに通勤経路をはずれてしまって事故に遭遇した場合について、暗くなっていて、霧によって視界が相当遮られていたという外的な、通勤と結びついた事情も法的に実質的なものと認められるとして、労災保険の保護を肯定している（BSG 1959.6.2., Breith.1959, S.995）。なお、このケースで、もっぱら被保険者本人に帰属する原因だけで道を間違った場合がどのように判断されるかは、別問題とされている。また、

なお、フランクフルトからミュンヘンへの出張中の被保険者が、ウルムで私的な理由でアウトバーンを外れてゾントホーヘンへの脇道をした場合、翌朝のゾントホーヘンからミ

ユンヘンへの道については、かれがミュンヘンの西部に達したところからまた保険の保護があるのであって、そこまでの相当な回り道については、被保険者が業務上の会議のある場所に向っているという理由で保険の保護が認められるわけではない (BSG 1971.6.29., Breith.1971 S.994)。

### (2)脇道 (Abweg)

脇道とは、家から職場への、あるいは職場から家への方向とは逆の方向にとった道であって、通勤のために役に立たず、それゆえ通勤行為には属さない。したがって、距離的・時間的にわずかなものであっても、次に述べる「道の中断中」の事故と同じく、通勤災害の保護はない。隣人 (義姉) に鍵を預けるためにとった脇道での事故 (LSG Celle 1956.3.6., Wagner S.950)。このケースは、原告の2・3軒隣に住んでいる義姉に鍵を預け、義姉がそれで職業活動のためにすることができない原告の家政上の仕事を行うというものであったが、義姉の家を出ようとして被災したものである。裁判所は、被保険者が通勤の道を外れることによって、あるいは経営と関係のない道での私用行為によって通勤の道とは関係のない危険をこうむったときには、災害保険の保護はない、原告が義姉に鍵を預け、それによって義姉が原告のために家政上の用事をする事ができるというのは、原告の私的利益に属するものであって、経営とのいかなる関連性もない、としている。

自宅付近まで帰ってきた被保険者 (原告) が、向かいの筋違いの家の間で物音がしたので、何が起こったのかみようと思って、道を横切って家と家との間に入り込んだところ、数人の若者が立っており、原告が悪態をつきながら近付いたとき、その内の1人からバケツで生石灰をかぶせられ、目を負傷した (左目は失明) ものであるが、原告が、向かいの家の方で何が生じたかを見るために、自宅に帰りついたのに、そこをこえて道を横切って行くことは、直接的な帰路からそれることであり、それは原告の純粋に私的な目的に役立つのみで、通勤とは関係のない危険を生むものであった。そのような私的な目的による行為は、労災保険の保護はないとされている (LSG Mainz 1955.6.30., Wagner S.340)。

夕食のための食料を買うために通常の通勤の道とは反対方向にある消費組合の支店へ向ったというもので、若干の買物をした後、来たと同じ道を通って家に向ったが、職場から100メートル、支店から50メートルのところトラックに轢かれて重傷を負ったというものであるが、食料の購入自体は、私的な家政上の問題であって、業務との関連性はないとされ、保険保護はないとされた (BSG 1959.6.2., Wagner, S.1071)。

### (3)道の中断

通勤経路を途中で一時的に中断したことに関連して生じた災害の労災保険の保護の問題は、その災害が通勤の中断中に生じたか、通勤の中断が終わって通常の通勤経路に戻ってから生じたかによって2つに区分される。

災害が通勤の中断中に生じた場合には、すでに見たように、その中断が事業の業務と関

係のない私的な理由に基づくものであるときは、労災保険の保護はない。たとえば、飲食店での食事中の事故、店での買物中の事故がそれにあたる。

しかし、手紙を投函するとか、ショーウィンドーをみるとかに関連して生じる「ささいな」中断は、ここでいう中断には属さない。通勤途上で自動販売機からタバコを買おうとして道を横断中にオートバイにはねられたケースで、判例は、「一般的交通感覚からいって、道のどちら側を歩くか、あるいはなんらかの理由で道の一方の側から他方の側に移るかどうかは、重要なことではない。原告が災害をこうむった行為は、空間的にも時間的にもわずかなものであり、それによって保険の保護は中断しない」としている（BSG 1960.6.30., SGB.1960 S.273）。帰宅途上で、電車に乗る前に停留所の地下にある便所に行こうとして階段を降りる際に転倒して骨を複雑骨折したケースについても、保険保護は否定されない（BSG 1963.8.30., Wagner S.1016/1）。

ところで、被保険者が通勤の中断後、ふたたび通常の通勤経路に戻った場合、残りの道と事業における業務との関連性がまだ存在しているか否かが問題となる。その判断の際には、中断行為の態様、その時間的長さ、先行した労働の性質・態様、帰るに要する時間、利用している交通機関の種類等の諸事情が考慮されなければならない。

一般的に2時間程度の通勤経路の中断は、保険される業務と退勤のための道との関連性の最終的な解消をもたらさない、とされている（BSG 1976.4.28., Breith.1976 S.919）。帰路が何度も中断された場合でも、その中断が全体として2時間の範囲におさまっておれば、業務と退勤のための道との関連性の最終的な解消は生じない（BSG 1976.4.28., Breith.1977 S.883）。

また、私的な理由（家庭医を訪ねるため）から通常の通勤時間の何倍もの時間（約5キロの道をオートバイで十数分で通勤しているところを、約1時間15分ほど）通勤の経路を中断した後、通常の通勤経路に戻ったところで被災したケースで、判例は、「本件のように、帰路が5キロあり、家に戻ってからよりも職場からの方がより簡単に行ける医者を訪ねるために帰路を中断したような場合には」、保険保護はなくならないとしている（BSG 1963.6.28., NJW 1963, S.998）。

経営組織法案に関して行われたドイツ労働総同盟（DGB）のデモに参加して帰路を1時間半中断したことは、その態様と長さから言って保険法的には意味のない（経営との関連性失わせるようなものではない）中断として評価され、通常の通勤経路でこうむった事故については保険保護はある（BSG 1958.2.10., Wagner S.1109）。

職場から家に帰るのに列車を利用している者が、痛み止めの薬を服用したため眠り込み降りるべき駅をうっかりと乗り過ごしたような場合、乗り過ごしたあとのとまたいつもの駅にまで戻るための乗車の区間については、眠り込んだのが実質的に業務あるいは列車に乗ることから生じる事情に帰し得るのではなく、その唯一の原因が個人的事情であるような場合には、保険保護はない（BSG 1960.4.28., NJW 1960 S.1986）。

#### 4 労働終了後の職場での滞在

被保険者が、労働終了後に業務と無関係な理由によって職場に居残って退勤行為を行なうことが2時間以上も遅れるような場合、その長期の職場での滞在によって保険される業務と退勤のための道との関連性が失われることになる (Podzun, KZ.108, S.2a)。判例では、労働終了後3時間あまり他の労働者とビールを飲みながら雑談し、その後、家に帰る途中で車に轢かれて死亡した事故につき、職場での滞在の態様とその長さから帰路は、経營業務との関連性がなくなり、もはや退勤とは認められないとして労災保険の保護を否定している (LSG Hess.1963.9.11., Wagner, S.1103)。しかし、凶書で臨時に勤務していた者が、勤務終了後3時間職場にいて、使用者の許可を得てタイプとコピー機を使って新たな就職申し込み書類を作成していたような場合、その後の退勤中の事故はなお、通勤災害と認められている (BSG 1970.4.29., Breith.1970 S.1013)。

#### 5 被保険者の内的素因による作用

被保険者が、通勤途上でもとからあった疾病ないし素因が原因で生じた心臓発作等により死亡した場合には、その事故は通勤を単なるきっかけ (機会原因) として生じたものとして、事故と通勤の間には実質的な因果関係はなく、保険の保護を受けない。

しかし、身体的素因による心臓マヒ等の疾病の発作であっても、交通量の多い道路では私生活領域での発作よりもかなり大きい危険を示すのであり、災害前にすでに死亡していたというのでない場合には、特別の交通上の危険が内的素因と同じく死亡の協働原因となりうる (Podzun, KZ.109 S.3)。しかし他方で、判例は、被保険者が卒中の発作により失神して倒れてコンクリートで舗装された道路で負傷し (頭蓋骨折)、その結果後に病院で死亡したケースについては、そうした危険は通勤の危険に含まれないという (BSG 1971.7.30., Breith.1972 S.1116)。

これに対して、帰宅途上プラットホームで失神して入ってきた列車の踏み台に倒れて負傷したケースで、「転倒したとき、原告は入ってきた列車に乗ろうとする人々のなかにはいたのであり、転倒による結果の重大さは、この特別の事情に帰しうる。原告が災害のときに、職場からの帰路上にあり、駅で列車を待っていなかったならば、失神の発作はこのような重大な負傷をもたらさなかったであろう」として、通勤災害の成立を認めている (LSG Celle 1964.6.18., Wagner, S.1018)。

#### 6 命令・禁止違反の行為および軽率な行為等

「禁止違反の行為は、労働災害の認定を排除しない」との規定 (SGB第7編・第7条第2項、旧RVO548条3項) は、通勤災害にも適用される。したがって、被保険者が、事業主の命令、交通法規等に違反して災害を惹起した場合、特別に事業に無関係な (疎遠な) 意図・目的が、被保険者の行為を事業における保険される業務と関連づけることを不相当とするほどに作用していないかぎり、通勤災害の認定を排除しないことになる。通勤

途上での悪ふざけ、けんか等は、経営に疎遠な意図を持つ行為と考えられる。

被保険者が家から職場へ行く途中で、警察が車の通行を禁止していた道を近道としてオートバイで走っていて転倒した事故について、判例は、「この行為に関して、職場へ早く行くという動機以外の動機は存在しないので、事業との関連性は失われない」としている(BSG 1958.7.17.,Wagner,S.1093)。

動きだした電車に飛び乗る行為も、同様に、直ちに、事業との関連性を失わせることはないものであり、したがってそれだけでは保険保護を失わせない(RVA 1926.19.6.,Breith.Bd.16 S.127;LSG Schleswig 1955.2.9.,Wagner S.349)。

#### 7 通勤途上での傷害事件

被保険者が、通勤途上で強盗、痴漢などから暴行、傷害を受けたような場合にも、この行為が加害者と被害者たる被保険者との間の個人的な関係(怨恨、復讐など)に基づく場合を除けば、通勤災害が成立する。そのような危険も通勤の危険に含まれるからである。変質者、精神障害者による女子労働者への暴行、殺害も同様である(BSG 1962.5.29.,Wagner,S.968)。まったく個人的な復讐が原因になっているような場合には、その加害行為の結果は、補償の対象にはならない(RVA 1942.12.3.,Breith.Bd.32 S.79)。注目すべきは、加害者が被保険者(被害者)を個人的に知っていて、その被保険者との関係が傷害事件を起こす気にさせていたとしても、被保険者がその個人としての振舞い(行動)によって、理性的に考えてその加害行為のきっかけを与えたのでないかぎり、精神障害者の加害行為も、補償の対象となるとされている点である(OVA Freiburg 1953.3.10.,Breith.Bd.42 S.841)。

また、個人的な恨みであっても、それが業務に関連している場合で、通勤の途上において傷害事件として生じた場合は、通勤災害が成立する。原告(の告口)によって職場から排除され、職を失ったと誤ってはあがあるが信じていた者によって帰宅途上刺された者については、実質的に経営と関係のある事情・動機から生じたものとして、通勤災害が認められている(RVA 1938.1.11.,Wagner S.1020)。

#### 8 飲酒による酩酊とそれによる通勤途上での災害

被保険者が酒に酔った状態で、通勤途上、とくに労働終了後帰宅途上にあつた場合、その災害事故を通勤災害と認められるかどうかをめぐっては、これまで数多くの裁判で争われてきた。この点、現在の判例の到達点は、次のようにまとめることができるであろう(J.Schmitt, SGB VII, Kommentar 2. Aufl., 2004, s>96ff.)。まず、被保険者が交通災害の時点でアルコールの影響下にある場合、次の点が区別されねばならない。すなわち、被保険者が絶対的に運行不能状態にあつたか、相対的に運行不能状態にあつたかである。相対的に運行不能状態にあつた場合(血液中のアルコール濃度が千分率で0・8を下回る場合)、蛇行運転、意味のないブレーキ操作、センターラインオーバー等、その行動から被保険者

が安全に運行を操作できなかったことが証明される場合にのみ、アルコールが唯一の原因であることから出発する。そのような点が保険者によって立証されなかった場合には、通常は保険保護は存在することになる。

これに対して、絶対的な運行不能の場合、災害は、アルコールの摂取によるもの、あるいはこれが災害の実質的な原因との推定が働くことになる。被保険者の側で、それ以外の原因を立証することで、その推定を崩すことができる。アルコールによる絶対的な運行不能とならんで、道路事情の悪さ等の他の事情が問題になる場合は、この後者の事情もまた災害の実質的な原因と考えられるかどうか考察の対象になる。

絶対的な運行不能に至る限界線は、自動車の運転、オートバイ・バイクの操縦で、血液中のアルコール濃度が千分率で1・1とされ、自転車の走行で千分率で1・7とされる。歩行者については、絶対的な歩行不能の確定的な線はない。その行動・態様によって判断されることになる。

## 9 「永続的な家族の住居」への道

### (1) 「家族の住居」の概念

「被保険者が業務の場所から永続的な家族の住居が離れているために、業務の場所、あるいはその近くに、宿泊の場所をもつ場合」、その家族の住居を往復する途上での災害についても通勤災害の保護が認められる。職場から家族の住居には直接行く場合だけではなく、業務の場所の近くにある宿泊の場所を経由しての往復（家族の住居から宿泊の場所を経由して職場に戻る場合も含めて）も認められる（RVA 1941.11.14., Breith. Bd. 31 S. 53）。ただし、後者の場合、被保険者が当該宿泊の場所で私用目的のために時間をすごし、事業における業務との関連性を失うことがないということが条件となる（BSG 1975.8.19., SozR 2200 § 550 Nr. 6）。

ここで「永続的な家族の住居」とは、結婚している被保険者の場合は、通常、妻子が住んでいる住居がこれにあたることは言うまでもない。この点について判例は、それが民法上での婚姻あるいは養子による親族・家族関係を必ずしも前提とせず、事実上被保険者の生活関係の中心（本拠）をなす住居であればよいとしている（BSG 1955.8.4., BSGE 1 S. 171）。原告と住居の持ち主の（女性）との関係が婚姻によって結び付けられていないということだけで、「家族の住居」が否定されるわけではない（BSG 1966.6.29., Wagner S. 374）。

なお、「業務の場所、あるいはその近くに、宿泊の場所をもつ」理由は、業務による場合が少なくないが（いわゆる単身赴任がそれに当たる）、労働者家族の生活関係の変化によることもありうる。たとえば、被保険者の妻が結婚した娘のところへ、その子供の世話のために行っており、被保険者も土・日曜日にそこに行き、月曜日にはそこから出勤することが長期にわたる場合、その娘の家が「永続的な家族の住居」にあたる（BSG 1955.11.25., BSGE 2 S. 78）。このケースでは、それまで原告夫婦が住民登録をされていて住んでいた借家が「宿泊の場所」とされている。妊娠した妻が子供といっしょに妻の実家に帰り母親から出産頃

までの期間そこで世話を受け、夫が仕事の後そこへ来るような妻の実家も、「永続的な家族の住居」にあたる (BSG 1965.10.27.,Breith.1965 S.383)。

いうまでもなく、保養あるいは避暑のための住居は、通常、被保険者の生活関係の中心とは考えられず、ここにいう「家族の住居」ではないから、そこへの往復途上の災害は通勤災害としての保護はない。

独身者、とくに未成年の被保険者が、両親の家から出て生活している場合でも、その生活が単に一時的なものであり、自由時間、週末にはほとんどいつも両親のところに帰っているような場合、生活関係の中心はまだ両親の家にあると考えられる。しかし、未成年の被保険者が独立の生計を営んでいるような場合には、そこが生活の中心であり、両親の家に行くのは、私的な訪問の性格をもつ。判例は、すでに大工として独立して働いており、他人の家で家具つきの部屋を借りて生活している未成年者につき、両親の家に行くのは単なる私的な訪問ということになる。

この保険保護は、すでに締結された労働契約に基づいてドイツにきている外国人労働者が家族が住む故郷に帰るような場合にも当てはまる (BSG 1972.4.27.,Breith.1972 S.823)。ただこうしたケースでは、生活の本拠がなお本国の故郷にあるか、すでにドイツの就業の地に移っていないかどうかが慎重に吟味されなければならない (Lauterbach, Unfallversicherung, § 550 S.283/2)。

とくに外国人労働者がその配偶者といっしょにドイツで住居を持っているような場合には、その住居が狭くて、子供が本国の祖父母に預けられているような場合でも、そのドイツの住居が生活の中心であると考えられる (BSG 1972.10.31.,BSGE 35 S.32)。

## (2) 「家族の住居」と宿泊場所・下宿等間の災害と通勤災害の成否

ところで先に触れたように、職場からの道は、直接、「家族の住居」へ向かわなければ保護が認められないというものではない。また、「家族の住居」からの道も直接に職場に向かう必要はない。仕事が終了した後まず宿泊の場所に戻ってそれから「家族の住居」に向かってもよいし、また、「家族の住居」からまず宿泊の場所に戻ってそれから業務の場所へ向かってもよい。もっとも、宿泊の場所での私的な滞在が業務との関連性を失わせるほど長かったという事情があれば別である (BSG 1965.10.27.,Breith.1966,S.383)。問題になるのは、仕事の終了後どの程度の時間的間隔が存在する場合に、「家族の住居」への道が業務との関連性を失うかである。判例は、国防軍の兵士 (下士官) が家族の住居から、軍の宿舎から歩いて行ける場所で行われる私的な会合に参加するために1日早く宿舎に戻る際の事故に関する援護法上の事件に関してであるが、いずれにしろ被災者は、次の日にはその宿舎から勤務に出るために、勤務地にある宿舎に向う途上において本件の事故にあったのであり、保護は認められるとして、次のように述べている。「法が、通勤災害の保護を勤務場所から宿泊の場所までで終わりにせずに、そこから家族の住居までの道を補足的に通勤災害保護のもとに置いているのは、家族の保護のためにそのときどきの兵役・労働生



活の特殊性を考慮しているからである。宿泊の場所での中断が、家族の住所から職場が離れているために職場の近くで宿泊の場所を持っている者のところでの兵役・労働生活の一般的な習慣に対応している時間的な限界内にある場合には、兵役との関連性は常に存在している。勤務・労働の終了後その日に宿泊の場所から家族の住居へ出発するのが一般的な習慣に属しているのと同様に、勤務の前日に宿泊の場所に出発するのは……一般的な習慣に属している。」(BSG 1986.3.19.,Breith.1986 S.965)。その点からすれば、労働終了後18日たってからやっと思われた家族の住居への帰還には、もはや保険の保護はない(Podzun,KZ.080 S.6)。これに対して、7日遅れたトルコの家族の住居からのドイツの職場への帰還の道は、保険の保護のもとにある(LSG Hess.1981.3.11.,Breith.1982 S.199)。このような遅れは労働契約上の義務には違反しているが、これは労災保険の保護に関しては重要な意味をもたないのである。

#### 10 ダブル・ジョブないし兼業

わが国の労災保険法では、通勤災害が認められる場所的(地理的)範囲が、住居と職場の間に限定されているため、Aの職場での仕事が終わった後、そこから直接Bの職場におもむく場合は、「通勤」とは認められず、通勤災害の保護はない。これに対して、ドイツの労災保険では、保険されるのは、「保険される業務(活動)と関連のある、業務の場所への、及び業務の場所からの直接の道」の往復(往来)であり、Aの職場での仕事が終わった後、そこから直接Bの職場におもむく場合も、通勤災害の保護が認められることになる。この場合、保険される道は、最初の職場を離れることで始まることになるが、通勤災害は、次に行われる業務が帰属する事業者を管轄する労災保険者によって保護される。

ある者が農業労災として保護される職場から工業労災として保護される職場へ向う途上での事故については、工業労災の事業所への道と評価される(LSG Niedersachsen 1961.12.14.,Wagner S.343)。

仕事場から、献血のための場所へ行き、そこから仕事場に戻る際の事故について、誰が保険者として補償を行うかが争われた事例においても、同様の判断がなされている(BSG 1984.11.22.,SozR 2200 § 550 Nr.68)。原告(化学労災保険組合)は、献血のために献血場所に赴いた後、元の職場に戻ろうとして交通事故で死亡したKの配偶者である補助参加者(Kの寡婦)に寡婦年金等を支給してきたが、この年金等は、F市(被告、献血等身体器官・組織の提供に関わる保険事故について労災保険者となる自治体)が行うべきものであるとして訴えた事件で、BSGは、被保険者が、保険される活動(献血)から他の保険される活動(業務)へ赴く場合、最初の活動の場所(本件では、献血場所)を離れた(立ち去った)ところで、第2の、保険される活動(業務)への道が始まるのであり、この道での労働災害についてどの保険者が管轄権を有するかも、それによって決定される(本件では、化学労災保険組合の補償すべき通勤災害となる)としている。

同様に、生徒が学校での授業の後、職業訓練を受ける事業所に行くような場合の事故に

については、その生徒が職業訓練を受ける事業所を管轄する保険者が労災保険者となる。